

令和8年度小荷物等の運送業務請負単価契約書（案）

支出負担行為担当官 近畿農政局 (以下「発注者」という。) と
(以下「受注者」という。) は、発注者の物品（以下「物品等」という。）の運送業務に関し、次の条項により単価契約を締結する。

(業務内容)

第1条 受注者は、本契約条項等に基づき、発注者の物品等を発注者の指定人へ運送・引渡しの業務を行うものとする。

(契約期間)

第2条 本契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(運送料金)

第3条 運送料金は小荷物においてはブロック別及びサイズ別単価表、メール便においては重量別単価表の単価のとおりとする。

- 2 運送料金を改訂する必要が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ運送料金を変更することができるものとする。
- 3 受注者が、一般貨物自動車運送事業（特別積合せ）について、燃料特別付加運賃を設定、変更又は廃止し、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条の2に基づき国土交通大臣へ届出書を提出した場合において、受注者がその旨を発注者に文書により通知した場合は、届出書に記載された実施日（燃料特別付加運賃を設定又は増額変更する場合において、実施日が発注者への通知日以前である場合は通知日の翌日）から、当該届出書の内容に基づき、燃料特別付加運賃を第1項に定める運送料金に加算し、又は加算を取りやめるものとする。
- 4 本契約の締結時に前項に定める燃料特別付加運賃が設定されている場合及び前項に定める届出書に基づき燃料特別付加運賃を変更する場合の取扱いについては、前項の例によるものとする。
- 5 前2項に係る発注者への通知に際しては国土交通大臣への届出書の写し又は改定後の運賃表を添付するものとする。

(契約の保証)

第4条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合又は信用保証協会法（昭和28

年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権の譲渡をする場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(運送料金の支払等)

第6条 受注者は、物品の引渡しを完了した場合は、1ヶ月ごとに取りまとめて発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けたときは、発注者又は、発注者の指定した職員は10日以内に検査しなければならない。
- 3 前項の検査に合格した場合は、運送した数量に各契約単価を乗じて得た金額(円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額)の毎月分を取りまとめ、所定の手続きにより発注者に請求するものとする。
- 4 発注者は、前項に定める適正な支払請求書を受理した日から起算して30日(以下約定期間)という。)以内に請求額を受注者に支払うものとする。

ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当のために受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適正な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

- 5 発注者は、約定期間に代金を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。

ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 6 前項の遅延利息の金額が100円未満であるときは支払うことを要せず、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 7 前2項の場合において、支払遅延が天災地変その他やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

(運送業務の発注)

第7条 発注者又は、発注者の指定した職員は、受注者に物品等の運送業務を発注するときは、受注者の発行する送り状に所要事項を記入し、受注者又は受注者の指定人に引渡すものとする。

第8条 受注者の物品等に関する責任は、発注者から物品等の引渡しを受けたときに始まり、発注者の指定人へ物品等の引渡しを完了したときに終わるものとする。

- 2 受注者は、発注者から受領が確認できるデータ等の請求があった場合には、発注者に提

示するものとする。

(再請負)

第9条 受注者は、本件業務の一部を第三者に請け負わせることができる。

2 受注者は、前項に基づき第三者に請け負わせる場合であっても、再請負先の本件業務遂行の結果について、本契約書等に基づく責任は免れず、また、発注者の受注者に対する本契約書等に基づく権利行使及び請求も妨げられないものとする。

(事故等の通知)

第10条 受注者は、発注者から引渡しを受けた物品等について、紛失又は損傷若しくは著しい運送遅延その他運送業務に関し事故があったとき又はそのおそれがあるときは、臨機の処置をとると共に直ちにその旨を発注者に通知し、必要な指示を受け、その指示により処置しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 第1条の運送業務に関し、受注者又は受注者の使用人等の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者は、発注者又は第三者に対し賠償の責を負うものとする。

2 前条の事故が発生した場合の賠償額については、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は履行された業務内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、業務内容の修補による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、次条又は第15条の規定によるほか、発注者の都合により必要があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号いずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、履行期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 三 本契約の履行に関し、受注者又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があつたとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約のいずれかの条項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- 六 受注者が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
- 二 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第12条に規定する契約不適合があるとき。
- 二 第14条又は第15条の規定により本契約が解除されたとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(違約金)

第18条 受注者は、第14条又は第15条の規定により、本契約の全部又は一部を発注者により解除された場合は、違約金として契約金額（総額）から履行部分に相当する金額を控除した額の100分の10に相当する額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第13条又は第18条の規定により本契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 発注者は、本契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合は、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当す

る額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む）が、違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第24条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第25条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 受注者は、第13条の各号及び第14条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第27条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第28条 発注者は、第24条、第25条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第24条、第25条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(秘密の保持)

第30条 発注者及び受注者は、業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を本契約期間にかかわらず外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約の履行にあたる受注者の使用人及び受注者から業務を委託された者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(賠償金等の徴収)

第31条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に

支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(解除の効果)

第32条 本契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、本契約が契約期間の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(その他)

第33条 本契約に定めない事項については、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

上記の契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保持する。

令和　年　月　日

発注者　住　所　　京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

氏　名　　支出負担行為担当官
近畿農政局

受注者　住　所

氏　名